上村　英明	神奈川県川崎市麻生区上麻生一―一二―二	衆議院議員東海	○
大石　晃子（大石あきこ）	大阪府大阪市中央区内淡路町一―四―一一	衆議院議員近畿	○
八幡　愛（やはた　愛）	大阪府東大阪市小阪二―五―二五	衆議院議員近畿	○
山川　仁（山川ひとし）	沖縄県豊見城市字豊崎一―八七九	衆議院議員九州	○

(六)　得票総数

令和六年十月二十七日執行総選挙　四二五、四四五・一一一票

令和七年七月二十日執行通常選挙　三、八〇五、〇六〇票

令和四年七月十日執行通常選挙　三、八七九、九一四・二五三票

令和六年十月二十七日執行総選挙　一、八八一、六〇六票

令和四年七月十日執行通常選挙　二、三一九、一五六・〇一六票

(九)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　九八九、七一六票

令和七年一月十五日

○総務省告示第三百五十号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年七月二十九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	旧	異動年月日
立憲民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	令和七年八月五日
		新	
		堤　かなめ	
日本維新の会	会計責任者	氏名	令和七年八月十二日
		髙木佳保里	
		住所	
		大阪府堺市南区御池台二―一―七四	
		生年月日	
		昭和四十七年十月十日	
		選任年月日	
		令和七年八月十二日	
立憲民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	令和七年八月二十一日
		丸尾　圭祐	
		住所	
		福岡県福岡市東区香椎団地一―一二	
		選出区分	
		衆議院議員　九州	
		選挙期日	
		令和六年十月二十七日	

同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していた。

日本維新の会	支部の数	二四〇	届出年月日　令和七年八月二十六日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四〇	
公明党	支部の数	四二三	届出年月日　令和七年八月二十六日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四二三	
自由民主党	支部の数	七七四四	届出年月日　令和七年八月二十九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七四四	

日本維新の会	支部の数	二四二	届出年月日　令和七年八月二十六日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四二	
公明党	支部の数	四二一	届出年月日　令和七年八月二十六日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四二一	
自由民主党	支部の数	七七三六	届出年月日　令和七年八月二十九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七三六	

○総務省告示第三百五十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和七年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	令和七年分として交付すべき政党交付金の額
公明党	二、五〇三、八四九、〇〇〇円
国民民主党	二、二三四、七〇三、〇〇〇円
参政党	九一四、六八四、〇〇〇円
社会民主党	二八二、八九〇、〇〇〇円
自由民主党	一三、一六二、四二九、〇〇〇円
チームみらい	四八、一九一、〇〇〇円
日本維新の会	三、一六〇、二一八、〇〇〇円
日本保守党	二四七、〇六〇、〇〇〇円
立憲民主党	八、〇一七、〇九三、〇〇〇円
れいわ新選組	九六五、四〇五、〇〇〇円

○国土交通省告示第九百七十二号

秋田空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

（注）空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、秋田県が空港の設置者とみなされる。

二　空港の名称及び位置　秋田空港　秋田県秋田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第五百四十九号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百六十万八千四百八十一平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を秋田県庁において縦覧に供する。